

第五回 國會議院 水産委員會議錄 第二十二号

昭和二十四年五月三十一日(火曜日)
午後零時四十七分開議

出席委員

委員長 石原 圓吉君

理事小高 薫郎君 理事玉置 信一君

理事平井 義一君 理事林 好次君

理事砂間 一良君 川端 佳夫君

川村善八郎君 五島 秀次君

田口長治郎君 富永格五郎君

夏堀源三郎君 二階堂 進君

奥村又十郎君 水野彦治郎君

出席政府委員

水産廳長官 飯山 太平君

委員外の出席者

(水産廳次官) 藤田 巖君

農林事務官 小安 正三君

専門員 齋藤 一郎君

五月三十日

委員佐竹晴記君辭任につき、その補欠として早川崇君が議長の指名で委員に選任された。

同月三十一日

早川崇君が理事に補欠当選した。

本日の會議に付した事件

理事の互選

漁業法案(内閣提出第一八六号)

漁業法施行法案(内閣提出第一八七号)

水産行政に関する件

水産物集荷配給に関する説明聴取

○石原委員長 これより會議を開きます。

第一類第十二号 水産委員會議錄

第二十号 昭和二十四年五月三十一日

漁業法案並びに漁業法施行法案を一括して議題とし、質疑を行います。

この際最初に先立つてお諮りいたします。

去る二十五日理事早川崇君は委員を辭任されましたので、理事の補欠選挙を行います。

互選を省略して委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 御異議なしと認めます。

昨三十日早川崇君は再び委員に選任されましたので同君を理事に指名いたします。

次にお諮りします。漁業に対する税制改革の要請につきまして、今回アメリカより参られたシャープ博士に対して、参事同院の委員長よりわが國の現在の水産関係の課税に対して、不備不都合の点並びに要望する点をそれら調査研究しまして、日を期してよくその説明をいたしたいと思ふのであります。

これに対して一應案ができておるのでありますけれども、なお諸君におかれて御意見等がありましたら、

この際お述べを願いたいのであります。

また日を期してさらに成案をつくつてお諮りすることも一つの方法であると思ふのであります。

御意見がありましたら、

お述べを願います。

○奥村委員 水産業に関する税制の不備の問題については多々あると思ふます。

しかしこのシャープ博士の來朝を待つて根本的に改正をいたしたい、こう考へて、われわれはこれに対する問題は一時保留にしておつたのであります。

すが、その問題をここで御協議するといふことになれば、相当時間があると思ふのですが、時間の関係もありま

すけれども、それを思い切つてここで長時間にわたつてお取上げになりま

すか、そうであればそのつもりで審議をいたしたいと思ひます。

○石原委員長 その点につきまして御意見を承つて方針をきめたい、こ

う趣旨であります。従つて一應の案ができておりますけれども、これは参考として、御承知のようにシャープ博士も滞在は三月内と言われておるのであります。

その間に臨時國會がない場合には、あらためてこのためにお集まりを願うというか、もしくはそれら資料を提出されるというか、御意見のあるところをお述べ願うというか、と

にかく一應わが委員會の總意をとりま

とめたいと考へるのであります。その方法についてお諮りする次第であります。

○玉置(信)委員 この間委員長のお話によりま

すと、衆参両水産委員長より書類を通して申入れをなすといふこととして

はたしたいとお話があつたように、本日これを取上げて調査、審議を行

うといふことは相当の時間を要して、おそらく本日はま

とまる段階に達しないだらうと思ひますので、本委員

会に税制に関する小委員とでも申しま

すか、検討をなすべき機關を設けまし

て、これらの方々によつて一應検討調

査を願つて、そのま

員長におかれて、案として持つて行くといふようにされたらどういふものでし

ょうか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○石原委員長 大体玉置君の御意見に御賛成のよう

であります。御承知の通り、便宜上金融の小委員会に併託することにしたら

いかかでございますか。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 それではシャープ博士に対する水産関係の税制等に対する陳情説明等をする案をつくり、その他の取運びをすることは金融の小委員会に併託をいたします。

○奥村委員 それはまことにけつこうであります。せつかくのきよりの會議でありますから、一應案ができてお

るようでしたら、その案だけをお示し願ひまして、それに足らざる点につ

加えておいたら、小委員会として審議に非常

に適當であらうかと思ひますので、御発表願ひたいと思ひます。

○石原委員長 お諮りいたします。相当長文になります。朗読いたしましたし

うか、もしくはプリントにしてそれぞ

れお配りいたしまして、いかがいた

しませうか。

○川村委員 ただいまの奥村君の御意見は

見はもつともありますが、おそらくこの問題は取上げるといふと、一時間

や二時間は時間が経過することと思ひますので、その案文をこの委員会が

済んでから金融の小委員会、委員長は夏堀氏でありますから、夏堀氏が中

になつて審議をした方がよいのじやないか、かように考えますが、御賛成を願ひます。

○石原委員長 ただいま川村君の御発言のよう

にとりかはらないと思ひます。

○石原委員長 次に漁業法案並びに漁業法施行法案に対して御発言を願ひま

す。

ちよつと速記をやめてください。

〔速記中止〕

○奥村委員 漁業法案並びに同法施行法案の取扱い方について意見を申し上げ、政府当局の御方針を承りたいと思ひます。

この漁業法並びに同法施行法案をし

いにわたつて検討してみますと、沿岸漁業の実態並びに漁業協同組合の実態に合わない点が多々あるのであり

ます。審議が進むに従つてわれわれに感

じますことは、この法案をつくつた政府当局の根本精神そのものにもか

のぼつて行くに従つて、疑念を生ずるのであります。

そこでわれわれは閉會中も継続審議をいたし、次の臨時國會には一應これは審議をまとめねばならぬと思ひますが、その際において、この法案を根本的に書きかえるといふ態度に出ねばならぬと考へる。そこで單に今までの法案をここがいけない、かしこはどうというふなことだけでは足りませ

ず、むしろわれわれが常任委員

会で別個に沿岸漁業及び漁村の実態に
合つた法案をつくり、そして当局の
法案とにらみ合はせて審議を進めると
いう態度でなければ、眞に漁村の実態
及び沿岸漁業の実態に合う法律はでき
ないものと考えます。特にこの政府提出
の漁業法案に規定されておられないこと
ろの、まわし網その他の許可漁業につ
いての規定、これはむしろわれ／＼か
らつくつて差出すべきものであるとい
うふうに考へておるのであります。こ
れは委員会自体でこの方針を立てるべ
きではありませんが、これに關して政府
当局においては、この政府提出の法案
をいつごろまでに実施するお見込みな
のであるか、また私の今伺つた根本的
な法案改正についての、政府の御意見
を承りたいと思ひます。

○飯山政府委員 たいだいま奥村委員の
漁業法、及び同施行法に對して根本的
な御意見があつたのであります。御承
知のように水産團體法の關係が十月十
四日で解散されるというようなことに
相なつております。従つてその後協同
組合というものが全体的に動き出す、
こういうことになると思ひますが、協
同組合が活動するためには、どうして
も漁業法の実施がなければ、十分にそ
の活動機能を發揮することが困難だと
かように考へておる次第であります。
従つて政府としては、今度の臨時國會
が大体九月ごろというように承知いた
しておるのであります。もし九月に
開會することになれば、ぜひ次の國會
においてこれを通過させていただいて、
そしてできるならば十月十四日
までに実施に移したい、かように考へ
ております。

○石原委員長 この場合奥村君の御意
見並びに水産廳長官の御説明によりま
しても、この法案が簡單には行かない
ものでありまして、従つてここにあら
いは本日をもつて終るか、あるいはな
おこの國會が延期されるか知れませ
んけれども、いづれにしても、この際
續審議の点を本會議で決議を求めてお
かなければならぬのであります。もし
その決議ができなかつたならば、飯
山長官の言われるように九月の臨時國
會で決議をするという事は絶対不可
能と存するのであります。あるいはこ
の冬の通常國會でもむづかしくなるの
ではないかという感じがするのであり
まして、政府においてもわれ／＼委員
會におきまして、まずさしあたり繼
續審議の決議を求めるとに強力的な
努力を必要とすると思へる次第であ
ります。

○石原委員長 本日午前十一時から水産
物の集荷配給に關する小委員會を開き
まして、委員各位の意見を拜聴してこ
れを大体一應とりまとめた次第であ
ります。この場合常任委員會にこの
内容を御報告いたしまして、委員長に
おかれましては、この小委員會の要
望を全委員會にお諮りくださいます。
決議をいたして、適当に御処置せら
れんことを希望する次第であります。
水産物の統制改善に關する件の方
ち、出荷機關受機關及び小賣機關
の登録に關しさらに左記の事項を追
加すること、

- 一、集荷機關と荷受機關の登録は委
員會制度とし委員の選出は生産者、
消費者、學識経験者の中から選舉ま
たは知事依頼として都道府縣もしく
は地方單位とし、意見の一致した場
合に登録すること、
- 一、消費地（六大都市に生産者直販
賣所を認めること、
- 一、荷受機關の六大都市單一組織を
打破すること、
- 一、集荷機關、荷受機關の不正不當
の經濟行爲をなす業者を除去し整理
統合の方針を進めること、
- 一、金融の順位は甲とし期限は四十
日とすること、
- 一、違反に對しては嚴罰規定を設定
すること、

○飯山政府委員 たいだいま奥村委員の
漁業法、及び同施行法に對して根本的
な御意見があつたのであります。御承
知のように水産團體法の關係が十月十
四日で解散されるというようなことに
相なつております。従つてその後協同
組合というものが全体的に動き出す、
こういうことになると思ひますが、協
同組合が活動するためには、どうして
も漁業法の実施がなければ、十分にそ
の活動機能を發揮することが困難だと
かように考へておる次第であります。
従つて政府としては、今度の臨時國會
が大体九月ごろというように承知いた
しておるのであります。もし九月に
開會することになれば、ぜひ次の國會
においてこれを通過させていただいて、
そしてできるならば十月十四日
までに実施に移したい、かように考へ
ております。

成の意を表するものであります。た
だこの場合希望を申し上げておくこと
は、すでに不正不當の經濟行爲をなし
た業者の除去の點に關しまして、過去
においては往々そうした取締りの対象
となる業者のうちに力の強い者、たと
えばこの荷受機關は資金力があるとい
うようなことによつて、これに對して
寛大な処置をするとか、情實的な処置
をするというやうなことがなくして、嚴
としてその行爲の者に對しては斷固た
る処置に出るというやうな措置を講ぜ
られるやうな要望いたしました。私はこ
の案に對して賛成の意を表しておきま
す。

○奥村委員 たいだいまの案について政
府御當局にお尋ねしたいのですが、こ
の水産物の生産者の六大都市における
直接販賣、これは今回の措置に關連し
て実施できるかどうかお見通しをお伺
いしたい。

○飯山政府委員 奥村委員の生産者の
六大都市における直賣所ということに
ついての御質問であります。御承知
のように生産者の直賣所は以前にも実
施された案であります。それで相當の
効果をその当時あげておりましたが、私
ども存じておるのであります。販賣
の制度の關係上遺憾ながらそれが中止
になつた、こういう経過を持つており
ます。それでこれを生産者の直賣所と
いう制度にするか、あるいは生産者の
直賣所の形をもつて小賣店というもの
にするか、その點は多少研究を要する
じやないか、かように考へておりま
す。しかし小委員會の御精神には私ど
も同感なのでありますので、できるだ
け直賣所というやうな形をとることが
効果的だと思ひますが、取扱ひにおい

て、あるいはある特定の小賣店が直賣
の形をとるといふやうなことも一つの
方法ではないかというやうに考へます
ので、その點は検討を加えて、目的を
達成するやうな形にいたしたい、かよ
うに考へております。

○奥村委員 生産者の直賣は本案の眼
目とも言うべき点であると思ひのであ
ります。それで配給拒否された場合生
産者が直賣する、これは當然であつ
て、またたとえ一箇所でも直賣する
という事は、先ほども玉置委員から
お話がありましたが、全般に對して非
常な刺激になるといふ意味において、
當局もぜひひとつこれを何らかの形で
實現でき得るやう御努力をお願いいた
します。

それからいま一つ希望を申し上げた
と思ひます。これらの案を実施する
に際して、鮮魚並びに加工製品の價格
を訂正する場合、加工品の特に値の高
いものは引下げるといふお話もありま
したが、しかし今日のこの配給拒否の
状態をもつて、加工品が高過ぎるとい
うことは當らないと思ひます。荷受け
機關において配給拒否されております
でも、消費者に渡る場合においてはほ
とんどマル公になつておるといふこと
は、その配給の機構の上に欠陥がある
のであつて、たださういふ事態のため
に價格を引下げるといふことは、生産
者のために利益にはならないと思ひま
す。特に加工品の中でも、最近の加工
は當局もお認めになつておられるよう
に、第一次加工の、鮮魚にちよつとし
た手を入れた程度であるといふことで
あります。従つて價格は鮮魚と比べる
と不当に高い、こゝういふことも言われ
ておるのであります。しかしそれは結

局において生産者にその金は入つておるのであります。すなわち今日の加工はほとんど漁業協同組合、漁業会がやつておることであるから、これを引下げるということは、結局生産者に金が少く入るということになるわけでありまして、資材の点において、補給金が次第になくなつて、資材がだん／＼上つて行くこの際に、魚の価格を少しでも引下げるということのないように、御配慮をお願いしたいと思ひます。

○石原委員長 この場合に二、三当局にたゞしておきたいことがあるのであります。過日來この委員会中に種々論議をし、たとへば燃油のごとき、所管の問題で相当尖鋭化したのであります。が、結局漁業者團體が石油の取扱ひをするというところについては、もう確定的と信じておるのであります。万が一それが議會閉会になつた以後において變化を來すということになれば、漁村の一大事となると思ひのであります。が、それに対する御所見を伺つておきたいのであります。

○飯山政府委員 ただいま委員長からのお話は、燃油の配給において、協同組合でこれができるかできないかという重大な問題であつたのであります。が、当初は商工省方面の反対がありまして、相当難航したものであります。が、最近において司令部関係も、大体協同組合でできれば、それを販賣店と同格において認めるというふうなことに内意は伺つておるのであります。しかし御承知のように協同組合がまだ完全各地に組織されておられませんので、これができた場合にはこれを認め、こういうことに内定いたしました。

ます。従つて閉会中にこれが變遷するといふような事態につきましては、最善の努力を拂ひまして、御趣意に沿うようにいたすつもりであります。

○石原委員長 なお委員長より發言をいたします。その点はまつたく漁村の死活の問題であると思ひますから、水産廳はいかなる犠牲を拂つても、協同組合等いわゆる生産者が、必ず油の取扱ひが実行でき得るようになり、それを確保することを強く要望いたしておきます。

次に漁港の問題であります。近時漁港の施設の要望は、非常に莫大な数に上つてゐることは御承知の通りであります。またそれを修築せなければ、日本の漁業が完全な発達をしないといふことも説明するまでもないと思ひます。ゆえにこの次の年度においては、これが予算を増額させて、少くともけたはずれた予算を獲得することに、水産廳は全力をあげなければならぬと私は信ずるものであります。また漁港法案という問題もあつて、この常任委員会でも小委員会ができておられますが、この案を次の國会に実現せしむるについては、この委員会の努力のみならず、水産廳においても大なる御努力を希望するものであります。ことに過日漁港大会の陳情書が委員長に出て参つたのであります。その要旨の中に、なるべくたくさん毎年漁港の改築に手をつけようといふことが強く要望されておるのであります。その場合に、着手した漁港の完成を急ぐ、また着手して一部の工事はやつたけれども、中絶のままで棄てておるといふようなものが相当たくさんあるものであります。要するに新規着手の多きを望

むと同時に、今日まで棄てておつたものや、また工事の進捗しないものを、あわせて進捗させて行かなければならぬ、こういうことが重大であると思ふのであります。これに対する御所見を伺つておきたいのであります。

○川村委員 ただいま委員長から、漁港の修築についての意見を求めておるのではありませんが、私も同感であります。具体的に申し上げると長くなりまして、短兵急に申し上げますが、これまで本委員会に漁港の修築に対する請願、陳情等はたくさんありまして、それぞれ政府当局から答辭をしておるものであります。このことから私は考えまして、地方では委員会を非常に尊重しておる。委員会の意見が必ずや水産廳當局、いわゆる政府当局に反映しておるものとおそらく考えておると思ひます。しかるに地方民の意思に相反して、水産廳當局は一つの案を立てて、そしてこの水産常任委員会があるにもかかわらず、何ら諮ることなく、言いかればかつてに水産廳だけで決定をして、つまり運動いかによつては、どここの漁港を修築するか、あるいは新築するとかいふようなことに行つておる。このように私は見ておるのであります。こうしたことは、結局強いものが勝ちを制するということになりはしないかという私は危懼を持つものであります。それから、われ／＼は、漁港といふものはどこまでも生産に重点を置かなければならぬ、もちろん避難港としての立場もありまして、こうした重要性を持つたところから漁港の修築をして行かなければならぬ、それには委員会に諮つて、意見を求めて決定すべきである、かように考えますので、この

点もあわせて御意見を伺いたしたのであります。

○飯山政府委員 ただいま委員長並びに川村委員から漁港に関する御意見があつたのであります。委員長の申しされ通り、漁港の重要性につきましては、これは申し上げるまでもないのであります。従つて御承知のように、二十三年度におきましても、水産廳としては約三十七億の予算を計上して要求したのであります。が、御承知のように公共事業費が九百億から七百億になり、さらに五百億になつたといふような結果、遺憾ながらわずかに八億六千万円といふような、きわめて少額にならざるを得なかつたのであります。われわれといたしましては、できるならば多数の漁港を一日も早く全國の重要漁村に完成するといふことは、當然の責務であります。これが予算の獲得に、できるだけの努力を拂ひべきものであることももちろんであります。御承知のように、私どもの努力の不足によつて得られなかつた点はあるかもしれませんが、根本においては財政の困難、逼迫といふようなことから來ておりますので、この点は私どももさらに二十五年度に關しましては、最善の努力をいたしたいと思ひます。なお川村委員から漁港の選定についての御意見があつたようであります。この点は遺憾ながら川村委員の申されるようなことは、私どもはいたしておりません。なぜかと申しますと、大体各地方廳の要望によつて順位がきめられておるのであります。各地方廳から農林省に順位をきめて申請されるのであります。その地方廳のきめられた順位を基本にして私どもは修築の事業を進め

ておるわけでありまして、もし今後具体的にさうなことがありましたならば、ぜひ御指摘を願ひたい、またわれわれも改めますが、今日までのところ、強い者勝ちといふような点はないと私は信じておるのであります。

○川村委員 ただいま長官から御答弁があつたのであります。その事実を指摘しろといふようでありまして、時局が許されないで指摘いたしませんが、ただ一点だけ簡単に申し上げますと、あそこ岩内港というりつぱな大きな港があります。あそこを根拠地としてあの神威岬を開拓すれば、あえて神惠内に漁港の修築の要なし、また神惠内以上に修築するところがあるのではなからうか、かように考えますが、北海道案に神惠内が載つておるといふことを私は聞きまして、まことに意外の感じがするのであります。その陰に何かあつたかは私はここではつきりつかんとおりません。大体こゝまで申し上げると、長官はお察しができることと思ひます。でありますから、ひとつ神惠内ばかりでなく、他にもおそろしくいろいろな事例があるのであればなからうかと思ひますので、今後水産廳は、もちろん地方廳の計畫を尊重しなければならぬが、その水産廳の計畫したものを、さらに地方からこうして選出されておるとおる人たちによつて、形成されておる水産常任委員会に諮ることも、決して無意義ではなからうと思ひますので、この点をつけ加えて意見として申し上げます。

○玉置(信)委員 漁港問題についていろいろお話がございましたが、今水産廳長官の御答弁もありましたように、

本年度の問題は公共事業費でありまして、私どもも当初安本長官、建設大臣、大蔵大臣、官房長官等にお会いして、いろいろと意見を交換したとき、少くとも九百億の公共事業費を獲得するのだというお話でありました。それからかわりまして七百五十億の線は食いとめると言っておられましたが、これがさらに五百億になつたというによりまして、全國的の港灣問題につきましては相当神経を悩ましております。ことに北海道のごとき、資源を開発すれば、ただちにこれが國家財政に還元して潤いがあるということがわかりつても、遺憾ながら予算の面で押えられておるといふような現状でありまして、このことにつきましては、單に水産廳當局の努力のいかんというよりも、國會全体におきまして、相当責任のあることを私どもは痛感しておるであります。何しろドッジ・ラインによりましてこの結果を見ておる以上、やむを得ないと私どもも一應了承しております。つきましては、先ほど長官の申された漁港費の八億六千万円の経費をどういふように全國的に按分して使われるか。換言すれば全國的に幾つの漁港の修築をなさんとするものであるか。各府縣の場所によろしいのですが、かりに北海道に何港、青森縣に何港というように、数字をお示し願ふことができれば非常に幸いだと思ふのであります。以上御質問いたしたいと思ひます。

○飯山政府委員 玉置委員より、二十四年度実施される漁港の予定数の府縣別を示せというお話でありましたが、大體新しく本年着手されるものは二十港、かように考へておりますが、その府縣別のは詳細な記録が手元にありませんので、これはすでに内定しておりますからその書類を提出することによつて、ひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○石原委員長 もう一言當局に申し入れておきますが、川村君の言われるように、意外のところに施設されるようになつたという声が、私の方にも日本海その他より聞えて参つておるのであります。それをそのまま私が信じて、不当とか適當とかは申せないものでありますけれども、その点はよほど今後御考慮を要する問題であらうかと思ひますが、常任委員会におきまして多くの陣情を受け、それが實現に邁進するといひまして、常任委員会の多数の意思に反するやうな結果が現われて來たならば、日本の漁港政策なるものは衰退すると思ふので、そういう意味合から、あくまでこの常任委員会と漁港政策とは並行して、層出層生との關係においてやつて行かなければならぬと考へておるわけでありまして、ことに数年、十数年うつつちやつてあるところの中途半端になつておる漁港をどうするか、この問題が先決されなければ、その付近には必要欠くべからざる漁港の施設もできない。古い港ができていないから、その付近にはできないという一つの大きな弊害がこゝへ起つて來ておる。それからまた小さい漁港を大きくするということも重要であつて、十年あるいは十五年前には、日本のいわゆるゆるかつお、まぐろというやうな遠洋漁業と称されるものの船の大きさは五、六十トンであつた。今は二百トンを超過するやうな船ができて來た。従つて港が狹隘を感じ、深さが足

らぬために、船底を波響きでいためる。そのために港に船が入れないといふこともあるのであります。この波響きということ、拡大ということ、未決の問題を完成するといふことが、どうしても新しくできるものと並行せなければ、私は日本の漁港政策は完備しないと思ふのであります。この点に對してあくまでひとつ慎重なる方策を講ぜられんことを、この際希望しておきます。

○夏堀委員 漁業の税制問題について、水産委員長から小委員長の私に付託するといふことでありました。会期切迫して、おそらく本日をもつて会期が終るといふときに、小委員会がこの付託を受けております。特にたゞいまも玉置君から、重大な問題であるからというお話がありましたし、また委員長もそれを認めて、今日たゞちに協議したところでどうにもならぬ、よつて小委員会に付託する、こゝういふことでありますが、小委員会がこれを一体引受けたところで、いつまでにその結論を求めて報告すればいいの、その期間をいかにお考へになつておるかといふ点を、ちよつとお伺ひしたい。

○石原委員長 シヤウブ博士に關する問題ですか。

○夏堀委員 小委員長にこれを付託するといふことですが、しからばいつまでに結論を出すか、次の臨時國會に報告すればいいのですか。

○石原委員長 それはシヤウブ博士が行つてしまわれては困るので、なるべく早くやつてもらひたいのです。

○夏堀委員 とにかく小委員会を開くひまもないかもしれぬから、本委員会をやつたらどうですか。

○石原委員長 ちよつと速記をとめて……。

〔速記中止〕

○石原委員長 速記を始めてください。それではこの件は本委員長と協力して善処しましょう。

本日はこの程度で會議をとめたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石原委員長 それでは本日はこれをもつて散會いたします。

午後一時三十八分散會